

1 検討の経過

項目	時期(平成30年)
町内会に関する条例検討委員会 (公募を含む外部委員)	1月～3月(4回実施)
提言書手交	5月7日
財政市民委員会(条例素案の報告)	5月29日
各区連合町内会連絡協議会での説明	6月4日～28日
財政市民委員会、連町協での意見を受け、パブリックコメントを行う条例素案の作成	7月～
市民自治推進本部「会議」 (市長、副市長、局長級)の実施	7月25日

2 連合町内会等の意見を踏まえて修正した条例素案の主な項目

(1) 町内会の役割に関すること

- 町内会は自主団体なのに役割分担があるというのは理解できない。
- 「努めること」という表記は義務規定でないことはわかるのだが、上から目線の書き方に感じる。
- 今まで町内会がやってきたものと変わらない。規約や会則に記載されていることを今更条例に入れるのか。
⇒項目名を「町内会の地域における役割」とし、町内会の役割を概要的に示す項目を追加(素案5-(1)ア)

(2) 市民の役割に関すること(5月29日に報告した素案では規定なし)

- 市や事業者の役割はあるが、個人の役割や責務がない。加入を意図するのであれば、触れるべきではないか。
- 個人の役割として、地域活動に可能な限り協力するよう努めることといった文言を入れるべきではないか。
- 地域住民が条例の内容を理解し、意識を持たなければ意味がない。参加を勧める、または加入して協力してほしいというような、もう少し強い言葉があればよい。
⇒「地域住民の役割」を新設。(素案5-(2))

(3) 不動産事業者の役割に関すること

- 事業者との話し合いも、入居者の情報が得られるなどの市の支援がないと、先に進められない。
- 小さな管理組合などでは協力的ではないところがある。このような場合の対応についても検討してほしい。
⇒「事業者の役割」に町内会の活性化に関する市の支援措置に協力する旨を追加。(素案5-(3)ウ)

3 今後のスケジュール

項目	時期
財政市民委員会(パブリックコメント案の報告)	8月2日
パブリックコメントの実施	8月13日～9月12日
シンポジウムの開催	9月6日
条例案提出	平成30年度内
施行日(予定)	平成31年4月1日